

第3回 委託手数料届出事項調査委員会議事録(要旨)

<日 時> 平成29年1月20日(金)
午前10時00分～11時20分

<場 所> 都庁第一本庁舎28 階 仮 116 会議室

<委 員> 金井委員、萩原委員、杉本委員、細川委員、加藤委員

<事務局> 白川部長、井上課長、渡邊課長代理、山添課長代理

○井上課長 定刻になりましたので、「委託手数料届出事項調査委員会」を開催いたします。
委員の皆様にはご多忙のなか、ご出席いただき、誠にありがとうございます。
本日は、委員5名全員のご出席をいただいております。それでははじめに、委員のご紹介をさせていただきます。

～ 委員紹介 ～

○井上課長 次に事務局を紹介させていただきます。

～ 事務局紹介 ～

○井上課長 申し遅れましたが、私、中央卸売市場事業部業務課長の井上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、開催に当たりまして一言、事業部長の白川からご挨拶を申し上げます。

○白川部長 本日は、年の初めでお忙しいところ、本委員会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、新たに委員をお引き受けいただきました方々、ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

平成21年4月から委託手数料が届出制に変わりまして、今回は第3回目の委員会でございます。事前にお知らせをいたしましたとおり、今回は花き部の卸売業者の1社が委託手数料率の改定を予定しておりまして、その内容についての調査というものが議題になっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○井上課長 それでは、調査委員会要綱に基づきまして、委員長を選任を行いたいと思います。調査委員会要綱第6では、委員長は委員の互選により決定することとなっております。委員長には、前回の調査委員会の委員長もお願いいたしました金井委員に、今回もお願いしたいと考えております。皆さまいかがでしょうか。

○各委員 異議なし。

○井上課長 ありがとうございます。それでは金井委員、委員長をよろしく願いいたします。
金井委員、委員長就任ということで一言お願いいたします。

○金井委員 よろしく願いいたします。金井でございます。市場の業務を長くやっているということで、委員長を拝命したのだと思いますけれども、皆様のご協力をいただきまして、努めさせていただきます。よろしくお願いします。

○井上課長 ありがとうございます。それでは、これより議事に入ります。議事では卸売業者の経営状況や事業計画等、企業運営情報を取扱いますので、報道関係の方、傍聴の方は退出をお願いします。

～ 報道関係者退出 ～

○井上課長 まず、この調査委員会の目的について簡単に説明させていただきます。卸売業者の「委託手数料」については、平成20年度までは、全国一律で定められておりましたが、卸売市場法の改正を受け、東京都は規制緩和の考え方から手数料の自由化を行い「届出制」に変更しました。

ただし、運用に当たりましては、卸売業者が無理な委託手数料率を設定して経営悪化や市場取引に混乱を招かぬよう、卸売業者の経営の健全性を確保し、制度の安定化を図る仕組みが必要であるため、卸売業者が料率変更の届出をする場合には、事前に変更理由、財務状況、事業計画等の資料を提出し、その内容につきまして都が調査・検討を行ったうえで、正式な届出を受理する「事前届出制」としました。

本委員会は、この変更届出の内容について変更の妥当性や事業者の財務状況、市場取引・流通への影響等につきまして、企業経営や市場制度に見識をお持ちの専門家の目から、調査・検討をお願いするものです。

東京都は、委員会で調査・検討いただいた内容を踏まえ、卸売業者からの委託手数料変更届を受理することになりますので、この趣旨をご理解いただき、様々な視点からご意見を頂ければと考えております。なお、議事録の要旨を中央市場のホームページに掲載させていただくことになりますので、予めご了承くださいますようお願いいたします。

本日の調査事項には、「花き部の卸売業者1社の委託手数料率の変更について」です。資料の説明に入る前に、「花き」の委託手数料について簡単に説明させていただきます。委託手数料は東京都中央卸売市場条例施行規則で定める品目ごとに率を定めることとなっております。花き部の品目については従来、「花き」1種類だけでしたが、「切花類」と「鉢物類」では取扱いや流通形態も異なることから、平成23年度から「切花類」と「鉢物類」の2種類に分類しております。

次に各卸売業者の手数料率についてですが、平成21年に委託手数料が届出制になった際に、世田谷市場の卸売業者1社が委託手数料率を9.5%から1

0%に変更いたしました。この会社は鉢物のみの取扱いでして、切花類に比べ作業の手間や保管場所が必要であるなど、コストが掛かるというのがその理由です。平成24年度からは、大田、板橋、北足立、葛西の4社がいずれも「鉢物類」について9.5%から10%に変更しております。なお、それぞれの会社の料率については、事前にお配りしました「卸売業者別委託手数料率一覧」のとおりとなっておりますのでご参照ください。

それでは、はじめに配布資料の確認をさせていただきます。本日、配布した資料と事前配布した資料、それぞれに目次を付けて、机上配布させていただきましたので、ご確認ください。足りないものがあれば、お申出いただきたいと思います。

それでは、本日配布しました資料について、私の方から簡単にご説明させていただきます。まず、「予定損益計算書、貸借対照表一覧」というのをご覧いただければと思います。3か年の予定のPLとBSの一覧をつけさせていただきました。上段が「損益計算書」下段が「貸借対照表」になります。一番左側には、参考として27年度の数値を記載させていただきました。

次に、「過去10年の取扱数量等の推移」になります。上の方から取扱数量、取扱金額と来て、一番下の方には財務基準というのも入れておりますけれども、平成18年度から27年度までの10年間の実績をまとめたものになります。

次は、花き卸会社7社の実績値をまとめた表になります。平成18年度と27年度を比較した各社の状況ということになるのですが、左側半分は、10年前との比較、右半分は営業損益の累計ですとか単年度の損益、財務指標を記載しております。この会社の業界の中での立ち位置が明確になると思ひまして、参考資料として提示させていただきました。

次は、事前にご説明させていただいたときに委員の方から質問いただいた事項についての回答になります。これにつきましては、卸検査担当の山添から説明させていただきます。

○山添課長代理

事前質問事項について回答いたします。まず、添付している資料ですが、1枚目が事前にご質問をいただいている2点の要約となります。次に、その質問に対する回答の詳細を2枚に記載しております。その後ろに、今年度の9月時点、「第2四半期の決算短信」、「貸借対照表」と「損益計算書」2枚を付けております。最後に、平成27年度の100%子会社の決算資料を付けております。頂いた質問の回答については、詳細を添付しておりますので、ここでは概要のみ口頭で説明させていただきます。

< 概要説明 >

細かい数字については、お手元の資料に記載しておりますので、簡単ではございますが、以上をもって質問事項に対する回答とさせていただきます。

○井上課長 本日配布の資料について説明させていただきました。

最後に、事前説明の際にもご説明させていただいたのですが、「本日の調査・審議内容」について、改めてお話をさせていただきます。本日皆様に調査・審議いただく内容は、花き部の卸売業者1社が現行9.5%の委託手数料を8.0%にしたうえで、別途、「荷扱料」を徴収するというものになります。実施時期については本年4月1日を予定しております。また、今回の委託手数料率の変更理由ですが、下段の「4変更の目的」に記載されておりますもので、従来は定率の手数料体系のなかで埋もれがちであった場内の物流コストを透明化し、会社のサービスや掛かる手間に応じた料金体系とすること、また、効率的で適正なロットの確保や荷姿の規格化など、自社の対応に留まらず、花き業界全体の効率化に向けた出荷者へのインセンティブとしていきたいというものです。

今回、調査・審議していただく事項は、今お話しした内容について、「事業計画の妥当性」、「卸売業者の経営や財務内容への影響」、「卸売市場流通への影響」の概ね3点について、ご意見をいただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。それでは、金井委員長、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○金井委員長 はい、先日の新聞にも出ているように、この会社は花きの卸の中でも一番財務内容も良い。リーディングカンパニーがこういうことで出してきたということですよ。先程、課長がおっしゃったように、9.5%で全部込みだと思ってやっていたものを物流費については定額で取るよと、それで手数料は8%に下げようかということですよ。それについて、財務的な観点でいえば実質は担保されているので、基本的には言うことはない。先に言うてはいけないけれど、そこはそれぞれのご意見をいただければと。あとは、取引についてどうなのかというのは、会計士ではない専門家がいらっしゃいますので、そのご意見をお聞きしたいと思います。

○細川委員 大きな背景としては、平成16年、私は国の審議会におり、委託手数料の自由化にかかわっていたのですが、銀行の手数料も自由化になっているのに、卸売市場だけが、条例と言うけど本当は昭和38年の国の通達が基ですね、この一律の料率でやって来ているが、なぜこの数字なのかというのは誰も説明できない。

東京都の条例というけど、その通達があってその通りやっているから、問答無用だったのですよ。それがずっと続いたのを自由化しろということで始まった。

私はこの3回の委託手数料届出事項調査委員会に係わっているが、鉢物については採算がすごく悪い。卸売場の利用効率が悪い。切花は段ボールで積めるのだけど、鉢物は縦に積みませんからね。私が調べたところ、大体効率は3分の1くらい。だから12%くらいないと鉢物はプラスにならないと思っていた。自由化が始まると、鉢物専門業者さんから9.5%を10%にしたいという届出が出てきた。最初に手を挙げた時「やむを得ないでしょうね」という感じだった。次に4社から出てきた時は、こちらは切花もやっているのでもっと疑問だったが、経営がそんなに良くないのは事実なので。

引き下げの方は、総務省も歓迎だし、下げる方は関係ないです。むしろそうい

うことによって卸売会社間の競争を促し、活性化していこうと。今までお互いあまり侵略しないでやっていこうというのが正直あったのですが、そういうことではやはりまずいのではないかと農水省も思っていたのでしょう。その後、去年の 11 月 29 日に官邸主導で農業競争力強化プログラム、これはTPP絡みなのですが、全農や卸売市場にも関係する改革プランが出されて、それをもとにいま法整備が行われています。去年の 11 月 25 日の閣議決定、省が言っているのとレベルが違うのです。その中身の一つを読み上げますと、「国は民間のノウハウを活用して農業者が各種流通ルートについて手数料や取引条件等を比較して選択できる環境を整備する。」こういうものが入っているのです。手数料を比較検討して選択できる環境ということは、なんで 9.5%だったのですかというのを会社が説明しなければいけなくなる。今回のこの会社の変更はその先頭を切っている。どういう理由でこうしますということが書いていますから。

あとは、民間のノウハウを活用してというのはどういう意味かという割と単純に規格を有する物は 50 円、その他 100 円と書いてありますね。これだったら計算しやすいのだけれど、各社競争になってくると、うちは 34 円にしますとか 1 円単位で争いになってくる可能性がある。そしたらコンピューターがなかったら計算できないので、これはコンピュータシステムの導入が前提じゃないとできない。これには書いていませんが、方向性として、商物分離を自由化していこうという考え方があって、商物分離の場合は(商品)は全く市場を通らないから手間はほとんど掛からない。それについては当然安くするのですよね、と念を押された。当然そういうふうになるでしょうと答えたのですけど、(今回の変更については)これに書いてある通り、コストによって手数料を変えるべきだという考え方が実現している。そういう意味では何も異論はありません。

これは当面の計算はこうだけでも小口のものについては手間がかかるから 100 円にしますよ、という、小口がだんだん来なくなる。大口はもっと来るようになる。一番大きな会社ですからね、販売力もあるし。そうすると先になると、営業利益がかなり確保できる方向に行くだろうと思います。逆に言うと、ロットが小さい生産者はどこへ持っていくかとなると、他の市場に持っていく。地元市場がある場合にはそれはそれでいいのですよ。ただ、東京の市場は、産地から集荷する条件は一緒ですから、そうすると都内のほかの会社は採算が悪くなる。集荷競争になる。集荷競争で各社が頑張るといのが狙いではあるわけで、それはそれで各社努力しなければいけないのですが、実は私は関東の鉢物物流の在り方という研究をしています。それで計算したのですが、関東各都県の出荷先の中で、額でいうと 7 割は東京の市場ということになります。鉢物だけとつても 63%です。東京の市場への集中傾向、その中で卸売市場流通への影響というところまで行ったんですけども、そのへんがどうなっていくのかというところはあると思いますけれども、東京都の公設市場なのでほかの各社もこれを受けて頑張ってくださいと言うことと、行政がどこまで指導できるか、というところはあるのですが、これは今後見ていかないとならないでしょう。

これからは、卸売業者は相当意識を変えていかないと、これまでの横並び意

識のようなことではやっていけなくなることは間違いないです。そういうことを考える契機にもなるというプラスの意味もあるでしょう。

それともう一つ、昨日ちょっとこの会社の方に出会ったのですが、(問合せの)電話が殺到しているそうです。

○金井委員長 全国紙に載りましたからね。

○細川委員 それもそうですが、業界紙にも大きな記事が出ており、そちらの方が影響は大きいですね。皆さんとっていますから。これがですね、花にとどまらず青果水産への影響の方が大きいものと思います。水産は8割が買付集荷で、委託は2割。影響は小さいように見えるけど、水産の会社が非常に心配しているのが、買付するときの価格交渉のベースとして「委託手数料がこの率だから」ということがある。そのベースが崩れると買付交渉が苦しくなるそうです。

水産はこういうことを心配しているのですが、青果は直撃来ますよ。青果の方が、卸売市場の規模ははるかに大きいですから、全国的に大変大きな影響が出るんですけど、しかもこれも元を言うと国の農業改革というのが大もとの発信源なので、これはこれからの卸売市場の制度政策全体に対する影響が極めて大きいと思う。おそらく将来の卸売市場の歴史を書くときには必ず書かれるだろうと思います。そのくらい大変なことですけど、ただこれはもう時代の大きな変化の一環だと、そういうふうに思っています。

この会社についてはこれで問題ないと思います。

○金井委員長 リーディングカンパニーであるこの会社がこういう形で出してくるということであれば、(当然それなりの見込みはあるのだから)「なるほどね」ということに過ぎないと言えどそのとおりだと思います。ただ、私も多くの卸の財務内容を見ており、バランスシートの状況もすぐに頭に浮かぶ。会社の名前は挙げませんが、会社によっては本当に大丈夫なのか、開設者として心配になるという気持ちも理解できます。

もう1点、私も農水省の事業の講師等をやっていたこともありますが、その感覚としてやはり農水省は産地、農家を見ているというのは事実だと思います。

また、他の中央市場の開設者にしても産地を抱えており、都市代表、消費者代表として卸売市場や卸売業者の重要性について主張するのは東京だけという現状があります。こうしてどうしても産地・農家に良かれということになり、「消費者サイドに立ってどうか」という視点は置いて行かれがちになる。

改革の論調が当初に比べてトーンダウンしたようにいろいろ難しいことはあるのだろうが、そういう中で東京都が消費地側としての正論を吐かないと日本全体のバランスとして具合が悪いことにも成りかねないのではないかな。

卸の健全経営は大事なことで、1社だけ良ければあとは潰れても良いかというと、なかなか生鮮食料品流通はそういう訳にはいかない面があると思う。

全体で語られてしまうとどうしても弱いところにしわ寄せがいくことになる。

○細川委員　今のお話を受けて追加でお話させてください。

数年前からやっている国の全農改革、自民党の部会もそうですが、そのベースにあるのがTPPです。TPP対策で貿易は自由化するが、日本の農業・漁業にとってマイナスではないという説明をしている。「ない」と言った以上、農家の所得を何としても確保しないとならない、すべてがそこから始まった話です。

規制改革会議のレポートでも農業者の所得確保が第一で、全農は現在の委託販売中心から買取販売に移行せよとか、市場出荷中心から実需者への直接販売にシフトしなさいとかそういう話が出てきた。実は、最初の提言はもっと過激なもので、2年以内に全量を買取販売、直接販売に切り替えろ、できない場合は政府が「第二全農」を作るとかそんな話も出ていたくらいです。さすがに過激すぎるのではということで、トーンダウンしてきたが、農業者から買取販売をしなさいということは残っています。

現在の委託販売では農協は何もリスクを負わず、3%の手数料を生産者から取っている。これはけしからん、農家の手取りを減らしているということで、農協は買取販売に切り替え、自分のリスクで汗をかいて高く売れということが言われています。

市場業界のなかでは、こういった動きを心配する声が大きい。私は、再来週、大田市場で講演会を予定しているが、「あまり心配しなくても大丈夫だよ」と言おうと思っています。というのは、実際問題として、農協にそれができるかということを考えると、できるとは思えないからです。卸売市場としては、むやみに振り回されるのではなく、卸売市場としての機能をしっかり発揮すること、そうすれば結果は付いてくると思います。

ただ、政府決定のなかに「買取販売」、「直接販売」の2つの文言が入っていることについては、軽視できないことだと思う。対象は「農産物」であり、当然、「花き」も含まれています。

また、今後、他の卸からもいろいろな案が出てくるのではないのでしょうか。

例えば、生産者側からは、卸売市場のコストを全て川上が負担するのはおかしい、川下側も韓国の市場のように入場料等のかたちで負担すべきというような意見があり、国に対してもこういった申し入れはされているようです。

それが実現するかどうかは別として、これからはこういったアイデア競争になってくるのではないのでしょうか。

○金井委員長　なるほど。

財務や企業経営の観点から会計士、中小企業診断士の皆さんとしてはいかがですか。

○加藤委員　子会社の経営については正直に言ってこれで良いのかなという気はします。通

常だと自己資本をきちんと確保できるようにしてもらいたいというところですが、ただ、今回の調査は親会社の手数料の変更についてということです、それについては、事業計画も財務内容も特段の問題はないように思います。

また、費用の透明化と規格化による物流スピードの向上、合理化という目的は仰るとおりで、これからもより一層力を入れていくべきであり、値段の高いものについては実質的に手数料の値下げになるという今回の料金設定は経済合理性の面からも妥当なものであると言えるのではないのでしょうか。

○萩原委員 調査のポイントとしていただいた3点に沿って、意見を言わせていただきます。

今回の調査のキーワードとして「健全性」というものがあると思います。これには2つの意味があり、ひとつは、「会社としての財務の健全性」、もうひとつが「マーケット全体の健全性」ということだと考えます。

この観点からみると、事業計画には特段の問題はないように思います。会社としても今回の料率変更以外にも様々な要素が絡むため、実際にはやってみないとわからないという面もあるのですが、BS、PL を見ても計画自体は概ね妥当なもので、会社の財務上の健全性は確保されているものと言えるでしょう。

次にマクロ的な面、市場流通に与える影響についてですが、花きの卸会社が7社、その中のリーディングカンパニーが今回動くということで、今後、他の会社が追随することも考えられるでしょう。

ただ、今回のケースについては、収支の試算にもあるように大幅な値上げをして卸会社だけが利益を得る、花き産業全体のバランスや健全性を損なうというようなのではなく、あくまで料金の取り方を実態に応じて見直しますよというもので、おかしい話ではないのではないのでしょうか。

○杉本委員 子会社の件については、一時的な地代といったもの以外の理由で損失が膨らんでいるということであれば、それは親会社の経営にも影響を与えることにもなると考え、確認させてもらいました。

私も親会社自体については、財務上の体力も十分あり、その経営に関しては大きな問題はないものと考えます。

また、先程他の委員がおっしゃったように、他の卸売業者の動向など市場全体への影響が今後どういうふうに出るのかはちょっと気になると思いますが。

○細川委員 花壇苗については、会社の定める規格の定型外ということになりますが、商品単価が安いので、「荷扱料」を 100 円取ると生産者の負担が大きくなるということで、「荷扱料」を安くするという話を聞きましたが、これについてはどうなのでしょう。

○事務局 会社に対して行ったヒアリングでは、苗物については集荷への影響も考慮し、50 円に設定する予定であると聞いております。

○細川委員 それでも花壇苗のような単価の安い商品は実質的に値上げになるのでは。

○金井委員長 料金体系を変更する以上、アイテムによってはそういうことは起きるでしょう。

卸売業者は制度上、受託拒否は出来ない。出来るのはこのやり方、料金体系により会社として欲しい品物を誘導すること。

受託拒否の禁止と経営戦略としてどういう方面に注力するかということは別の問題で、この会社はそういったことも含めてこの変更を考えているのではないのでしょうか。

私はこの会社については心配はいらないと思う。

むしろ自由化競争の結果、それについていけない会社、ついていけない市場が出てくることの方が心配ですね。

そこは東京都がきちんと検査、指導をするということをお願いしたい。

○細川委員 切花をメインに扱う会社は、鉢物の取扱量を増やしたいとの意向を持っているところも多くあります。ただ、今の輸送システムでは切花と鉢物の混載が出来ず、それがネックになっていることとして、私のところにも混載用のトラックの規格を考えて欲しいというような話も来ています。

また、トラックの運転手が不足し、北関東の鉢物生産者などは東京まで持って来られないということで、一旦、埼玉の市場に降ろし、そこから配送するというようなことも考えられています。

○金井委員長 今後の市場流通への影響については、大きな話であり、全農改革など他の要素も絡むため、なかなかその見立ては難しいというのが正直なところでしょう。

ただ、この委員会の本来の目的、「この会社はこの料率変更をしても大丈夫か」ということについては、「特に問題はないだろう」という結論になるかと思いますが、皆さんいかがでしょうか。

○各委員 異議なし。

○金井委員長 それでは、ご異議もないようですので、「事業計画は概ね妥当であると認められる。会社は今回の変更を契機に一層の財務内容の健全化と花き流通の合理化に努めてもらいたい。」ということで、これをもって東京都への報告とします。

それではこれにて閉会といたします。 皆さん、ありがとうございました。

(11:20 終了)